

基本構想（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）概要

1. 募集期間

令和8年3月3日（火）～令和8年4月2日（木）【予定】

2. 対象計画

第3次紀の川市長期総合計画基本構想（素案）

3. 募集対象者

- ア 市内に住所を有する人
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- エ 市内に存する学校に在学する人
- オ 本市に対して納税義務を有する人
- カ 本市で事業活動その他の活動を行う者及び団体
- キ 市民意見募集(パブリックコメント)手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人その他団体

4. 閲覧方法・場所

以下の方法により、第3次紀の川市長期総合計画基本構想（素案）の閲覧を可能とします。

- ア 市ホームページへの掲載
- イ 紀の川市役所 企画経営課（本庁舎3階）
- ウ 市内支所、出張所

5. 意見の募集方法

以下の方法により意見の提出を可能とします。

- ア WEBフォームへの記入による提出
- イ 専用様式へ記入の上、持参又は郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかによる提出

6. 提出意見の取扱い

提出意見については、他者の権利利益を害する恐れのある等の特別の事情がある場合を除いて、すべての提出意見を取りまとめた上で、本市の考え方とともに市ホームページで公表します。その際、意見提出にあたって記入された氏名や住所、連絡先などの個人に関する情報は公表しません。なお、提出意見に対して、個別回答は行いません。